

奈良県教育委員会

週報

第2316号

平成31年4月25日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成31年度奈良県中学校音楽教育研究会授業研究会・総会及び研修会の開催について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	1
平成31年度第41回奈良県小学校生徒指導研究会総会及び研究集会の開催について	各市町村教委教育長 各小学校長	生徒指導 支援室	3
2019年春の交通安全県民運動の実施について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	保健体育課	5
平成31年度吉野川分水の通水に伴う事故防止等について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	保健体育課	11
平成31年度奈良県児童生徒の体力テスト等実施調査について	各市町村教委教育長 各学校長	保健体育課	14

(次の週報は、令和元年5月16日(木)発行の予定です。)

平成31年4月25日

各市町村教委教育長
各中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度奈良県中学校音楽教育研究会授業
研究会・総会及び研修会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願
い
します。

記

1 目 的

県内中学校における音楽教育の一層の充実を図るため、指導内容や指導方法についての研
修を深め、教員の指導力の向上を目指す。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校音楽教育研究会

3 参加対象者

県内中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の教員

4 期 日

令和元年6月7日（金）

5 会 場

香芝市立香芝西中学校

6 日 程

9：55～10：45	公開授業
10：55～11：35	研究協議
11：35～12：00	指導講評

12:10～12:50 開会行事及び総会

14:00～16:00 研修会

16:00～16:10 閉会行事

7 内 容

(1) 公開授業

学 年	題 材 名	指 導 者
第3学年	詩や曲の背景を理解し、曲にふさわしい歌唱表現を 創意工夫しよう	村上 智咲

(2) 指導講評

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 辰巳 真弓

(3) 研修会

演題 「新学習指導要領について」

講師 県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 辰巳 真弓

8 参加申込み

平成31年4月4日付け週報第2314号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、令和元年5月24日（金）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

広陵町立広陵中学校 教諭 上西 きみ子

FAX 0745-55-7477

各市町村教委教育長 }
各 小 学 校 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度第41回奈良県小学校生徒指導研究会総会 及び研究集会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

「豊かな人間性を育てる生徒指導はいかにあるべきか」を研究主題とし、学級経営における生徒指導の実践について情報交換や研究協議を行い、生徒指導の充実に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小学校生徒指導研究会

3 日時及び会場

令和元年6月11日（火） 14：00～16：45

県立教育研究所 中講座室1 磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内小学校の校長、教頭、生徒指導担当者、学級担任等

5 日 程

14：00～14：20	開会行事
14：20～15：00	総会
15：00～16：00	研究発表・研究協議
16：00～16：30	指導助言とまとめ
16：30～16：45	閉会行事

6 研究発表

発表題 「生徒指導の具体化・見える化」

発表者 生駒市立俵口小学校 教諭 上田 雄介

7 指導助言

県教育委員会事務局生徒指導支援室 指導主事 樺山 敬剛

8 参加申込み・問合せ

参加に際し、申込みは特に必要ない。

なお、問合せについては、下記担当まで行うこと。

大和郡山市立筒井小学校 教諭 岸田 誠治

TEL 0743-59-2087

平成31年4月25日

各市町村教委教育長 }
各学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

2019年春の交通安全県民運動の実施について（通知）

2019年春の交通安全県民運動は、「2019年春の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により5月11日（土）から5月20日（月）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、『交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～』をスローガンに、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」、「二輪車、原付車の交通事故防止」を運動の重点としています。

また、運動期間中の5月20日（月）は、「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、下記事項に留意の上、これらの運動を推進し、各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

（1）交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科の時間はもとより、学級活動・ホームルーム活動、学校行事や各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させるとともに、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設ける

など、高齢者との世代間交流にも配慮すること。

また、障害のある幼児児童生徒については、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、教育上必要な支援の内容、地域における体制整備の状況等に配慮しつつ、交通全般に関する指導を行うようにすること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」、「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」、「児童の安全な通学のための教育教材DVD『安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～』」、リーフレット「くいで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、より一層の充実を図ること（参考：学校安全ポータルサイト<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）。特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。

(2) 安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、「通学路の交通安全の確保の徹底について」（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課平成31年3月8日事務連絡）を踏まえ、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づく取組等を引き続き推進すること。

また、通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、通学路の交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

なお、その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ スクール・ゾーンは、交通事故防止に効果を上げている一方、スクール・ゾーン内の交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及

び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学・通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

(3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。

また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質のかん養を図ること。

なお、その際、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）等の活用を図ること。

(4) シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 自転車乗車時における幼児児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学生・高校生の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 最近の奈良県内の交通情勢

平成30年中における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 4,016件（前年対比 -444件）

死者数 45人（前年対比 +5人）

負傷者数 5,013人（前年対比 -665人）

で、交通事故件数、負傷者数ともに前年より減少したが、死者数は前年と比べて5名増加となり、生命に関わる重傷事故なども含めた重大交通事故が多数発生している。また、平成28年度から第10次奈良県交通安全計画が始まり、目標を平成32年までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（25人以下を目途）と定めている。交通事故の防止は、行政機関、関係機関・団体だけではなく、県民一人ひとりを取り組まなければならない課題と考え、交通事故のない社会を目指し、総合的かつ長期的な施策を強力に推進していかなければならない。

3 その他

4月は新入学（園）の時期であるため、この機を捉えた新入学児童（園児）に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮すること。

4 実施結果報告書の提出先

本運動における実施結果報告書については、別紙様式（提出用）により、FAX又は郵便で下記の各担当宛てにそれぞれ提出すること。

- (1) 市町村立学校（園）は、各市町村教育委員会宛て（5月27日まで）
- (2) 各市町村教育委員会は、貴管内の学校（園）の結果を集計して、県教育委員会事務局保健体育課長宛て（6月7日まで）
- (3) 県立学校は、県教育委員会事務局保健体育課宛て（6月7日まで）
- (4) 私立学校（園）は、県地域振興部教育振興課宛て（6月7日まで）
- (5) 国立学校（園）は、県交通対策協議会事務局宛て（6月14日まで）

○ 県教育委員会事務局保健体育課

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9862

FAX 0742-22-3995

○ 県地域振興部教育振興課

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8919

FAX 0742-22-7215

○ 県交通対策協議会事務局（県安全・安心まちづくり推進課内）

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8730

FAX 0742-27-5280

別紙様式（提出用）

2019年春の交通安全県民運動実施結果報告書

学校（園）名または市町村名 _____

校 種 _____

実施主体	実 施 し た 事 項	○印欄
学校(園) ・ 学年 ・ 学級 活動	講話、講演	
	学級活動・HR活動での交通安全指導	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	自転車等の安全点検	
児童 ・ 生徒会 (委員会) 活動	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
	啓発活動（プリント配布、マスコット配布等）	
	校門における当番活動（呼びかけ等）	
	幼児・児童・生徒安全集会（委員会活動、分団会等）	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
P T A (育友会) 活動	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
その他の 特記事項		

《記入について》

- ・学校（園）では、実施した事項の欄に○印を付け、該当の事項がない場合は余白部分に記入すること。
- ・市町村教委は、校種別に各事項について集計し、実施校（園）数を○印欄に記入すること。

《実施結果報告書の提出先》

- ・国立関係は県交通対策協議会事務局へ、私立関係は県地域振興部教育振興課へ提出
- ・県立関係は県教育委員会事務局保健体育課へ提出
- ・市町村立関係は各市町村教育委員会へ提出、市町村教育委員会は一括集計して県教育委員会事務局保健体育課へ提出

各市町村教委教育長 }
各学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度の吉野川分水の通水に伴う 事故防止等について（通知）

このことについて、本年度も大和平野地域への吉野川分水の通水が6月1日から9月20日（試験通水は5月7日から5月16日）まで行われます。

つきましては、通水期間中の事故防止等に取り組むため、下記注意事項について、関係地域内の学校（園）の幼児、児童及び生徒に周知徹底頂きますようお願いします。

記

- 1 吉野川分水施設の用水路・樋門（ひもん）・ゲート等の農業水利施設にむやみに近付かないこと。
- 2 水路内へ汚物、木片、石、ゴミ、草等を投げ込まないこと。
- 3 地域内の河川（曾我川、飛鳥川、寺川、初瀬川、巻向川、西門川、布留川、菩提仙川、葛城川、水越川、元町川、兄川、高田川、柿本川、太田川、岩谷川、熊谷川、竹田川、葛下川、佐味田川及び富雄川等）は急激な流量の増減が予想されるので、水遊び、水泳、魚釣り等には十分注意すること。
- 4 通水量は、5月7日から5月16日までの試験通水で $2.0\text{m}^3/\text{sec}$ 程度、6月1日から9月20日までの本通水では、最大で $8.5\text{m}^3/\text{sec}$ 程度（ただし、水利権上の最大は $9.40\text{m}^3/\text{sec}$ ）となる予定
- 5 非常災害に際しては、下記へ連絡すること。

（1）大和平野土地改良区

橿原市城殿町459

TEL 0744-22-2052

(2) 奈良県農林部農村振興課 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-7452

6 関係地域

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

以上20市町村

よしのがわぶんすい 吉野川分水 水路図

吉野川分水施設は田んぼに必要な水を吉野川から運んでいます。お米をつくるのに欠かせない水ですが、たくさんの水がいきおいよく流れるため、用水路などの農業用の水利施設にもやみに近づかないようにしましょう。

① 吉野川分水の水路の長さは約330 km
② 吉野川分水で1年間に農業のために流す水の量 約5640万トン



円形分水工
それぞれの地域に公平に水を配る施設です。流れが急で、深いので危険です。



サイフォン
水が地下を通して流れていきますが、写真はその入口です。転落すると、地下に流されるおそれがあります。



幹線水路
大きな水路で、流れが急になっていて危険です。また、水路にゴミをすてないようにしましょう。

凡 例	
	農業用水路(国営)
	農業用水路(県・団体営)
	受益地(水田)
	受益地(畑)
	主要道路
	主要河川



農業や水道に必要な水を、吉野川から頭首工でとります。



ため池
地域に流れてきた水は、水路やため池に入った後、田んぼにたどりつきます。ため池に近づきすぎると転落する危険があります。



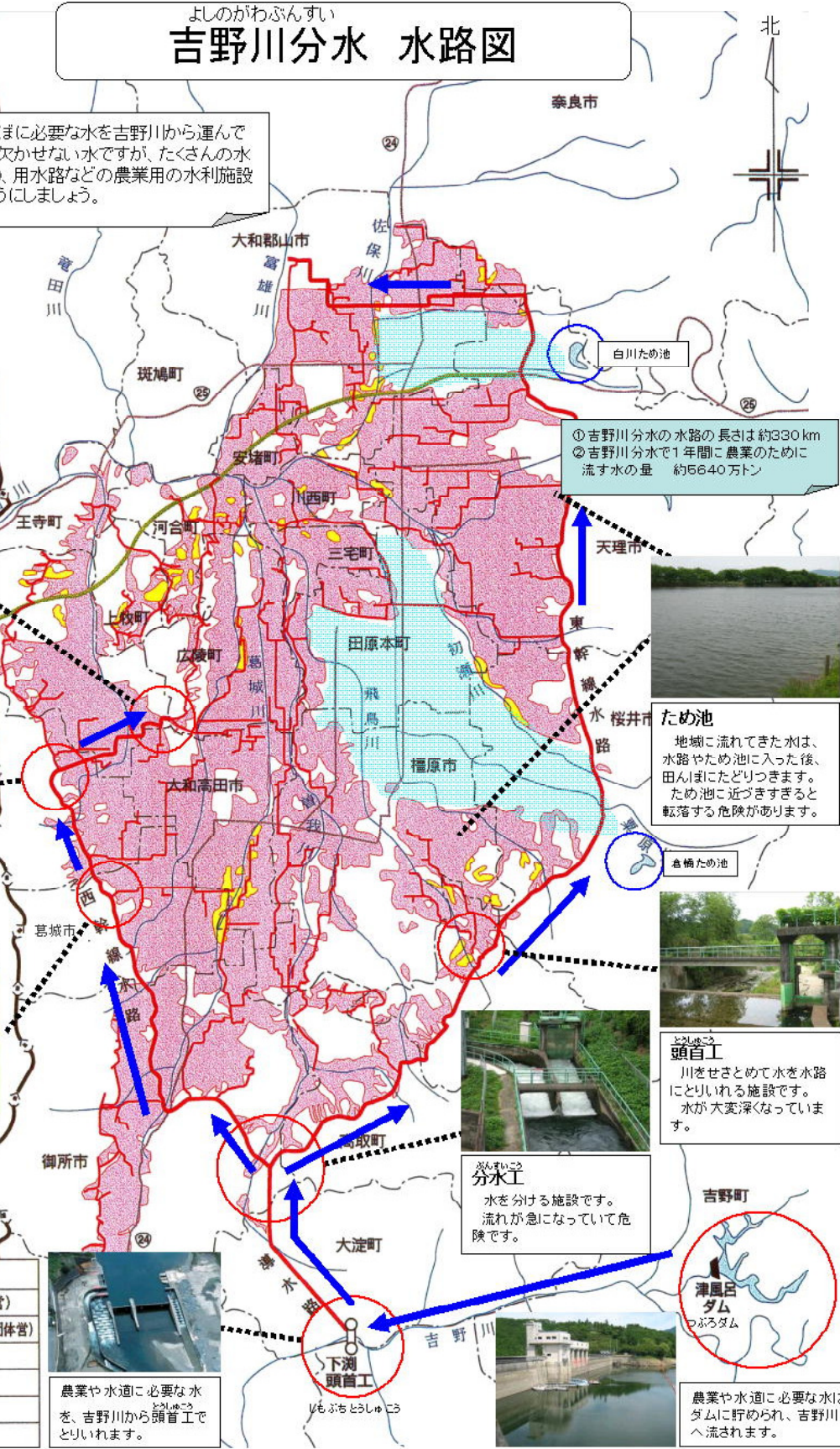
頭首工
川をせきとめて水を水路にとり入れる施設です。水が大変深くなっています。



分水工
水を分ける施設です。流れが急になっていて危険です。



農業や水道に必要な水はダムに貯められ、吉野川へ流されます。



平成31年4月25日

各市町村教委教育長 }
 各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度奈良県児童生徒の体力テスト等
 調査実施について（通知）

このことについて、下記により実施されるようお願いします。

記

1 調査目的

県内の小・中・高等学校、特別支援学校の体力テスト及び定期健康診断結果の調査を実施することにより、県内児童生徒の実態を明らかにし、学校及び家庭における体力の向上及び健康の管理と増進を図るための資料に供するなど、行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査期間

令和元年5月～7月

3 調査対象

県内小学校、中学校、高等学校（全日制、定時制）及び特別支援学校の児童生徒
 （ただし、小学校1学年～4学年においては、種目を選択しての実施も可とする。）

4 調査項目

(1) 体格 身長及び体重

(2) 体力

校 種	項 目
小学校 特別支援学校 小学部	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび 20mシャトルラン（往復持久走） 50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（全8項目）
中学校 高等学校 特別支援学校 中学部・高等部	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび 20mシャトルラン（往復持久走）又は持久走（男子…1500m走・女子…1000m走） 50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ（全8項目）

(3) 運動やスポーツに関するアンケート

5 測定方法

(1) 体格 「学校保健安全法施行規則」に準じる。

(2) 体力 文部科学省「新体力テスト実施要項」により実施する。

6 測定結果の入力及び提出

(1) 入力様式は、保健体育課のホームページよりダウンロードする。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/6315.htm>

(2) 学校は、ダウンロードした入力様式を使用し、児童生徒の測定結果及び運動に関するアンケート結果をCDに入力する。

(3) 入力したCDと一覧表を、7月31日(水)までに下記宛て提出する(CDは各学校で準備すること。)

〒630-8502 奈良市登大路町30

県教育委員会事務局保健体育課 学校体育係

なお、業者が作成したデータを提出することも可とする。

7 調査の統計処理及び提供する資料

統計処理は保健体育課において行い、以下の資料をCDにて各学校に提供する。

(1) 児童生徒各個人

個人票(測定値、得点、T得点、体力合計点、総合評価等)

(2) 各学校

学校別体力テスト一覧表(各学年男女別平均、T得点、県平均)

学級一覧表(測定値、T得点、体力合計点、総合評価、男女別学級平均、学年平均、県平均)

実技調査T得点グラフ

アンケート項目グラフ

クロス集計システム(体力合計点×アンケート項目)

児童生徒処理番号一覧

8 調査結果の活用

(1) 各学校における体育・健康に関する指導を効果的に進めるための資料とする。

(2) 調査結果に基づき、各学校及び児童生徒一人一人が積極的に体力の向上に努めるための資料とする。

(3) 保健体育行政における今後の施策の基礎資料とする。

9 調査実施上の注意

測定の際、文部科学省「新体力テスト実施要項」の「実施上の一般的注意」に十分配慮すること。特に、事前の健康管理、健康指導を十分行い、健康上異常が認められる者の実施は避けること。